

# 「佐賀県森林環境税を活用した取り組み」 第1期（平成20年度～平成24年度）

## 成果報告



佐賀県 県土づくり本部 森林整備課



## はじめに

森林は、水や空気をつくりだすとともに、土砂災害や濁水・洪水を防ぐなど大切な役割を果たしており、安全・安心な県民生活に欠かすことができません。

しかし、長期にわたる木材価格の低迷や、林業の担い手の減少・高齢化に伴い、森林の荒廃が進んでいます。

このままでは、森林の持つ大切な役割が果たせなくなり、県民生活への影響が懸念されます。

そこで、県民の皆様をはじめ、市・町とも力を合わせ、荒廃した森林の機能を回復し、森林を守り育てるため、平成20年度に森林環境税が導入されました。

森林環境税は導入されてから平成25年度で6年目を迎え、森林環境税を財源とした「さかの森林再生事業」第2期の取り組みが始まりました。

ここでは、「さかの森林再生事業」第1期の事業の成果をご報告いたします。

## もくじ

森林の働き	1
さかの <sup>もり</sup> 森林を守るために	2
さかの <sup>もり</sup> 森林再生事業	3
荒廃森林再生事業	5
重要森林公有化等支援事業	7
県民参加の <sup>もり</sup> 森林づくり事業	8
未来へつなぐ宝の <sup>もり</sup> 森林整備事業	10
さかの <sup>もり</sup> 森林再生推進事業	10
県民意識調査結果	11
さかの <sup>もり</sup> 森林再生事業体系図	13
佐賀県森林環境税の内容	14
佐賀県森林環境税条例	15
佐賀県森林環境税基金条例	16

# 1. 森林の働き

ふだんはあまり感じることはないかもしれませんが、私たちのくらしは森林ととても深いつながりがあります。

森林は私たちが生きていく上で必要な水や空気を作り出したり、二酸化炭素を吸収してくれます。1本のスギの木は、1年間で14kgの二酸化炭素を吸い込んでくれます。これは、人ひとりが1年間で出す量を23本のスギの木で吸い込む計算になります。

また、森林の土は、スポンジのようにたくさんの水を蓄えてくれます。そのため、山崩れを防いだり、洪水や水不足を防ぐ「緑のダム」と呼ばれています。近年、局地的な集中豪雨が多発しており、下流への土砂災害の防止など、森林の公益的機能を維持することが益々重要となっています。

さらに、森林の土壌中の栄養分が川から海に流れ込み、魚や貝などを育てたり、森林が土砂の流出をおさえ、きれいな水を海に流したりするなど、海の豊かさにも大きく関わっているのです。

## 地球温暖化防止機能



## 洪水・土砂崩れ防止機能

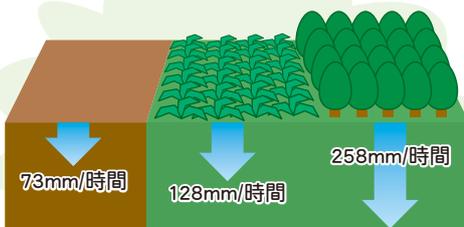
森林の下草、落葉や生育する樹木自体が地表を覆うことにより、その浸食を抑制するとともに、樹木が根を張り巡らせることによって土砂の流出や崩壊を防いでいます。

### 土砂くずれを防止



## 水源のかん養機能

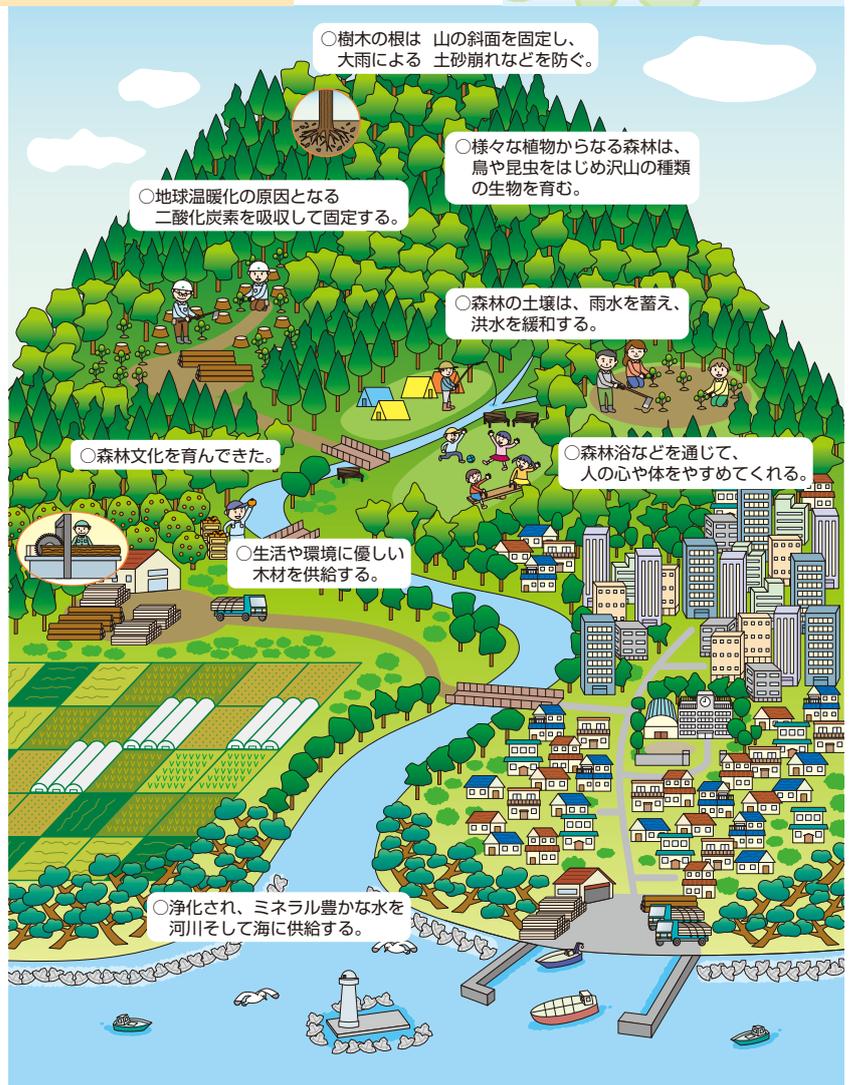
### 水をたくわえる



森林の浸透能力は裸地の3倍

森林の土が雨水を貯留することにより、河川へ流れ込む量を安定させ、洪水や渇水を緩和する機能があります。

また、その過程で水質を浄化します。



## 2. さがの森林を守るために

### 佐賀県の森林

佐賀県内の森林面積は約11万haで県土面積の約46%を占めています。これは全国平均の67%に比べかなり低く、極めて貴重な緑資源となっています。

また、原始的な天然林はほとんどなく、スギ・ヒノキの人工林が森林全体の66%と大半を占め、人工林率は全国1位となっています。

以前は木材生産活動が盛んに行われることで、間伐や枝打ちなどの手入れがなされ、その結果、森林の持つ様々な機能が発揮されてきました。

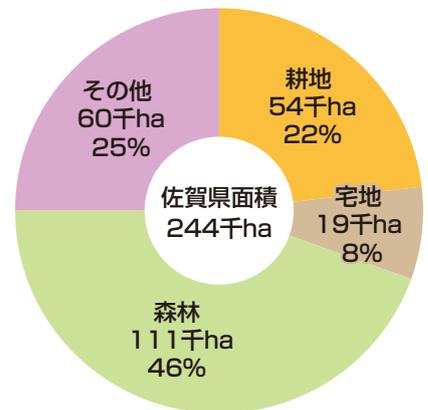
しかし昭和55年をピークに県産木材価格が年々低下し、林業就業者の山村離れが進んでしまいました。

このため山村地域が過疎化し、森林の適切な手入れが行われなため、荒廃していく森林が増加してしまっているのです。

県の調査によると、人工林約63,700haのうち、15,300ha(約24%)が緊急に間伐が必要であると推定されています。

このまま放置すると森林の大切な機能が低下し、ひいては山崩れや洪水などの災害が起こり、下流に大きな被害をもたらしかねません。

県土利用の状況



### 森林はみんなの財産

今以上に森林が荒廃することを防ぎ、県民全体が森林の持つ恵みを十分に受けられるようにするため、これまでのように森林所有者だけに森林の保全を任せるのではなく、県民の財産として森林を守り育てていかなければなりません。

平成20年度から、佐賀県にお住まいの皆さんには、毎年「佐賀県森林環境税」を納めていただいています。これは、森林を守り育てるための間伐や植樹を促進させるためのもので、県民協働による森林保全活動の支援にも使われています。

#### これまでの森林づくり



#### これからの森林づくり



### 3. さがの森林再生事業 「森林環境税」は森林環境の保全のための施策に限定して充てることとしています。大切な役割を果たす森林を、県民

#### ① 県による荒廃森林の再生（荒廃森林再生事業）

環境林内の荒廃した人工林において、県が森林所有者に代わって間伐を行い、災害に強い針葉樹と広葉樹が混じりあった豊かな森林に誘導しています。

	実施年度	事業量	事業費
10箇所	平成20年度	144ha	72,973千円
	平成21年度	496ha	204,619千円
	平成22年度	403ha	143,530千円
	平成23年度	384ha	192,498千円
	平成24年度	583ha	214,487千円
第1期計		2,010ha	828,107千円



整備前



整備後



#### ② 市町による公有林化及び公的管理への支援（重要森林公有化等支援事業）

##### 【重要森林公有化支援事業】

土砂災害防止等の機能の発揮が期待される重要な森林で、荒廃した森林またはそのおそれのある森林について、市町による公有林化を進め、適切な管理を行う必要がある森林を取得するため、経費の支援を実施しています。

##### 【重要森林公的 management 支援事業】

平成23年度から新たに、森林所有者に代わり、市町が荒廃のおそれのある森林を整備するために必要な経費に対する支援を実施しています。

実施年度	実施市町	事業量	補助額
平成20年度	太良町	56ha	60,000千円
平成21年度	佐賀市	5ha	9,000千円
	太良町	89ha	70,000千円
平成22年度	太良町	85ha	70,000千円
※平成23年度	多久市	50ha	23,205千円
	武雄市		
	小城市		
	白石町		
※平成24年度	神崎市	87ha	38,047千円
	伊万里市		
	唐津市		
	有田町		
	多久市		
※平成24年度	神崎市	87ha	38,047千円
	武雄市		
	伊万里市		
※平成24年度	白石町	87ha	38,047千円
	有田町		
第1期計		372ha	270,252千円

※平成23年度から、市や町による間伐などの整備を支援しました。

#### ③ 県民の皆様からの提案公募事業（県民参加の森林づくり事業）

県民の皆様が荒廃森林の再生を目指して、自ら企画・立案し取り組む、侵入竹の除去や広葉樹植栽などの「森林づくり活動」を募集し、その活動を支援しています。

実施年度	事業量	事業費	活動者数	整備面積
平成20年度	6事業	5,628千円	205人	4.6ha
平成21年度	8事業	7,386千円	694人	4.4ha
平成22年度	11事業	9,394千円	1,652人	4.6ha
平成23年度	14事業	10,642千円	1,689人	5.5ha
平成24年度	14事業	12,136千円	2,062人	9.2ha
第1期計	53事業	45,186千円	6,302人	28.3ha



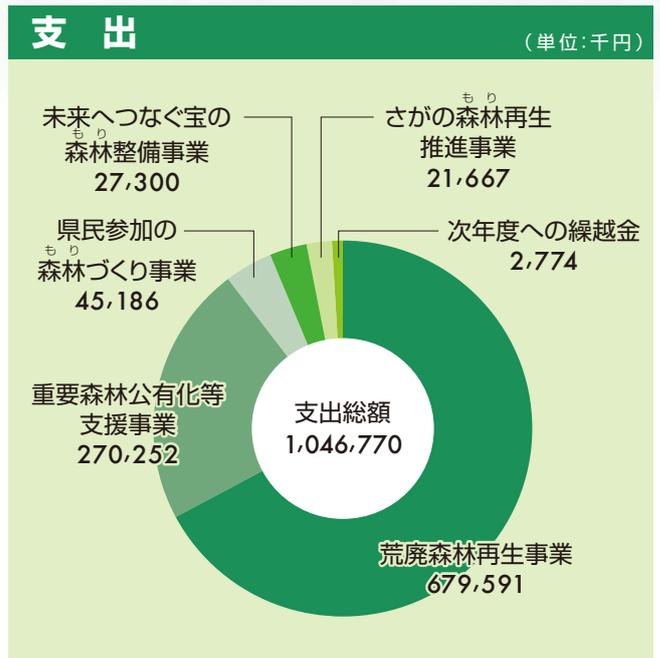
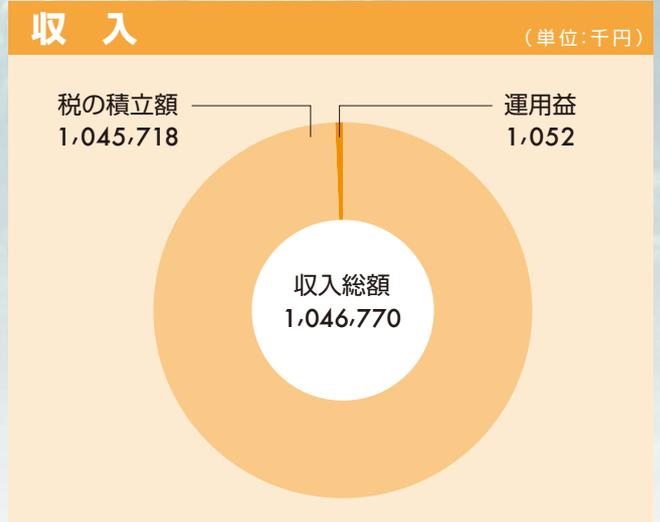
これまでの5年間で整備してきた箇所だよ。



-  荒廃森林再生事業実施箇所 (第1次環境林)
-  未来へつなぐ宝の森林整備事業箇所
-  県民参加の森林づくり事業実施箇所

## 第1期(平成20年度～24年度) 森林環境税基金の収入および支出

※納めていただいた税金は、森林づくりのための施策に限定して使わせていただくため、基金を設けて管理しています。



※荒廃森林再生事業は一部国費を含んで実施しているため、基金の支出額は事業費とは一致しません。

### ④ 県・市町・CSO等による協働事業(未来へつなぐ宝の森林整備事業)

佐賀県を代表する自然環境保全等の観点から、県、市町、CSO等の協働により、虹の松原の再生・保全活動を行っています。

実施年度	事業量	補助額	活動登録員数
平成20年度	1事業(補助対象事業) 虹の松原再生・保全事業	5,000千円	73人
平成21年度		5,000千円	586人
平成22年度		5,000千円	2,827人
平成23年度		5,000千円	5,013人
平成24年度		7,300千円	5,266人
第1期計		27,300千円	—

### ⑤ さかの森林再生推進事業

さかの森林再生事業の紹介、事業計画・実績の公表、ホームページの運用管理など、広報媒体を活用してPRを行っています。

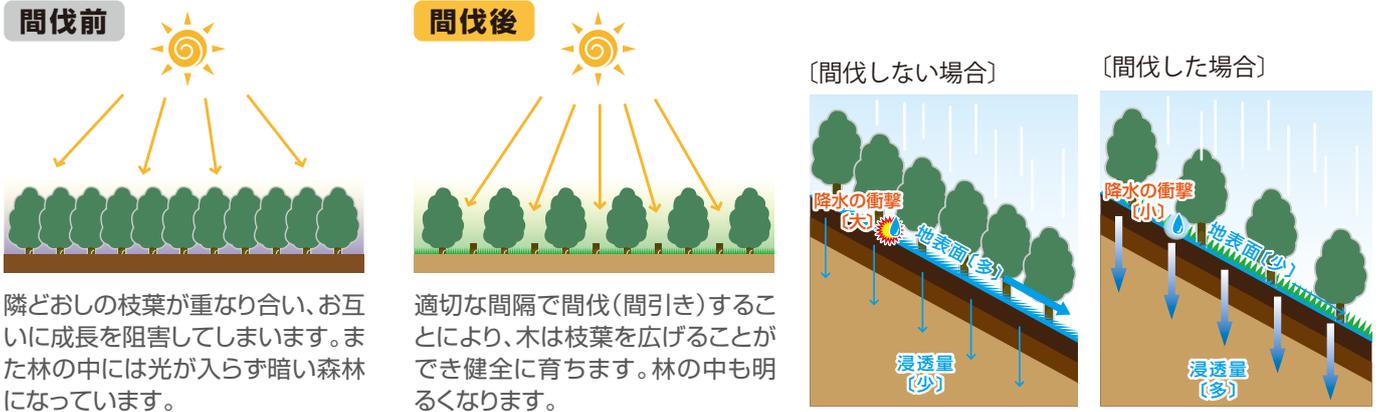
実施年度	事業費
平成20年度	3,341千円
平成21年度	2,864千円
平成22年度	3,925千円
平成23年度	4,740千円
平成24年度	6,797千円
第1期計	21,667千円

## 4. 荒廃森林再生事業

木が大きく育つためには、光と水と養分が必要です。植えてから15年くらいたった森林では、木と木の間が狭くなってしまいます。そのままにしておくと、木全体に十分な光と水と養分がいきわたらず、木の成長が衰えてしまいます。そのため、なるべくよい木は残して、残す木の成長を妨げる木、成長の悪い木、枯れかかっている木を選んで伐採する「間伐」が欠かせません。

しかし、最近では山村地域が過疎化し、適切な手入れが行われずに放置されてしまっている森林がたくさんあります。

間伐を行わない暗い森林では、下草が育たず地表がむき出しになってしまいます。すると、雨などととも土が流れ去り、土砂災害など、山地災害が起きやすい森林となってしまいます。



県では水環境保全、景観保全や生物多様性確保などの多面的機能が高いにもかかわらず、荒廃の恐れのある森林を「環境林」として、位置づけています。

適切な森林整備を通じて、健全な森林を育てることで、森林のもつ大切な機能を十分に発揮させるため、平成20年度から、県内10箇所に選定された「環境林」において、県が森林所有者に代わり、通常よりも高い比率で間伐を行う「荒廃森林再生事業」に取り組んできました。

## 環境林の選定基準

### 【環境林候補地の抽出】

- ダム流域等の森林
- 直下に集落などの保全対象を有する森林
- 森林レクリエーション機能を有する森林
- 生物多様性の観点から重要と考えられる森林 等

### 【環境林の選定】

- 森林の有する多面的機能(期待機能の評価)
- 森林の荒廃状況等(森林整備の必要性)

➡ ランク付けし、地域バランス等を考慮し決定

### 【環境林抽出の考え方】



## 第1期(H20年度～H24年度)事業実績

環境林名	事業年度					計
	H20	H21	H22	H23	H24	
河内ダム周辺環境林	19	60	69	47	10	205
寒水川周辺環境林	2	9	0	13	20	44
嘉瀬川流域環境林	47	196	91	53	212	599
檜原湿原周辺環境林	2	4	8	5	5	24
上場地域環境林	16	71	71	78	64	300
作礼山環境林	12	30	52	33	28	155
聖岳環境林	3	6	0	3	27	39
神六山環境林	12	44	45	56	51	208
国見環境林	15	31	20	31	42	139
多良岳環境林	16	45	47	65	124	297
計	144	496	403	384	583	2,010

## ※1 事業実施後の第1次環境林現況調査

荒廃森林再生事業の効果を検証するため、事業が実施された林内の下層植生※2を調査した結果、いずれの環境林においても、下層植生が見られ、河内ダム周辺、寒水川周辺、聖岳など、10環境林のうち6環境林において、90%以上の高い植被率※3となっています。

ネズミモチ、ヒサカキ、シロダモ、アラカシなどの木本類とチヂミザサ、イノコズチなどの草本類が多く見られました。



ネズミモチ



ヒサカキ



チヂミザサ

環境林	植被率
河内ダム周辺	95%
寒水川周辺	100%
嘉瀬川流域	70%
檜原湿原周辺	70%
上場地域	50%
作礼山	80%
聖岳	90%
神六山	100%
国見山	100%
多良岳	100%

(平成24年6月調査)

植被率が低い上場地域ですが、上場台地特有の乾燥しやすい土壌(気候)のためだと考えられます。

多良岳は、シダ類やつる性木本類、草本類が多く見られましたが、木本類は散在している程度でした。シダ類により木本類の導入を阻害していることが考えられますが、土壌保全機能の向上は期待できます。

下層植生調査の結果から、荒廃森林再生事業による通常よりも高い比率で間伐を行う強度間伐(本数割合で約40%)により、ほとんどの環境林で針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林への誘導のための広葉樹の自然導入が進みつつあり、土壌保全機能の向上が図られています。

- ※1 平成20年度～24年度の5年間で事業を行った森林を「第1次環境林」、平成25年度～29年度の5年間で事業を行う予定の環境林を「第2次環境林」としています。
- ※2 森林において上木に対する下木(低木)及び草本類からなる植物集団のまとまりのことを下層植生といいます。上層木とともに、その地域に特徴的な植生を示し、その土地の環境を知る上での指標となります。
- ※3 2m×2m(4㎡)等の正方形の枠を緑化地に設定し、その枠内を植物が覆っている割合を示した数値を「植被率」と言います。枠内が全て植生で覆われていれば100%、植生が全く見られない場合は0%となります。

## 寒水川周辺環境林



整備前



整備後



現在の状況

## 多良岳環境林



整備前



整備後



現在の状況

## 5.重要森林公有化等支援事業

市町において、水源のかん養や土砂災害の防止等の様々な公益的機能の発揮が期待される重要な森林のうち、荒廃した森林またはその恐れのある森林を取得（公有化）する場合や森林所有者に代わって行う間伐などの整備を行う場合に、その経費について支援しています。

県と市町が力を合わせて森林整備の加速化に向けてアプローチしています。

### 第1期（H20年度～H24年度）事業実績

実施年度	実施市町村		事業量
平成20年度	太良町		56ha
平成21年度	佐賀市		5ha
	太良町		89ha
平成22年度	太良町		85ha
※ 平成23年度	多久市	武雄市	50ha
	小城市	白石町	
	神崎市	伊万里市	
	唐津市	有田町	
※ 平成24年度	多久市	神崎市	87ha
	唐津市	武雄市	
	白石町	伊万里市	
	有田町		
計			372ha

※は間伐等の整備

これまでに235haの公有林化が実施され、重要森林の荒廃防止に一定の成果を上げてきました。

また、平成23年度からは、市町による荒廃森林の整備についても制度が拡充しました。

まだ2ヶ年の実施ですが、整備面積は137haであり、今後も整備面積の増加が期待できます。

県が実施する、環境林の整備（荒廃森林再生事業）に加え、当事業により、市町による荒廃森林の購入及び整備が行われたことで、よりきめ細かい公的管理を実施することができています。



公有化した森林（嘉瀬川上流）



整備前



整備後



公有林化実施市町

整備（間伐等）実施市町

## 6. 県民参加の森林づくり事業

CSOなどの県民の皆様が、森林を守るために自ら企画・立案し取り組まれる「森林づくり活動」を支援しています。

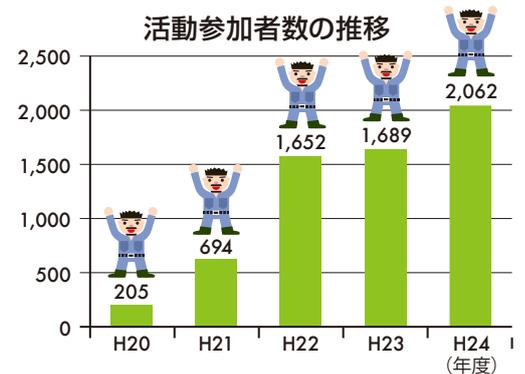
県民の皆さんから提案された内容を「県民参加の森林づくり事業審査委員会」で審査し、採択された事業には1団体につき年間上限2百万円の支援を行っています。

平成20年度から始まったこの事業では、里山に侵入した竹の整備や、広葉樹の植栽など、過去5年間で53の森林づくり活動を支援し、延べ6,302人もの方が活動に参加されました。

採択事業数、活動者数ともに年々増加し、森林づくりの輪が広がっています。

### 第1期(H20年度～H24年度)事業実績

実施年度	事業量	活動者数	整備面積
平成20年度	6事業	205人	4.6ha
平成21年度	8事業	694人	4.4ha
平成22年度	11事業	1,652人	4.6ha
平成23年度	14事業	1,689人	5.5ha
平成24年度	14事業	2,062人	9.2ha
第1期計	53事業	6,302人	28.3ha



### 県民参加の森林づくり事業に参加して

多久市の高木川内区、上川内地域にある英彦神社周辺は、20数年前までは、景観もよく、桜、つつじの花見が楽しめる状態でした。しかしその後、侵入竹、雑木が繁茂し森林の荒廃を招きました。

そこで、平成22年度、23年度の県民参加の森林づくり事業で作業道路を整備し、侵入竹等を伐採しました。

伐採跡地には広葉樹のヤマザクラ50本、イロハモミジ50本を植栽し、平成24年の4月には桜の花見が楽しめるまでになり、住民参加型の本事業は森林整備に対する住民の意識を向上させました。

さらに平成24年度は地域を拡大して、高木川内森林組合所有地に作業道路を整備し、侵入竹等を伐採し、ヤマザクラ、イロハモミジそれぞれ30本を植栽しました。

広葉樹には竹の支柱を立て保護を強化したり、木の根元に新聞紙を引き、防草を図ったりしています。

今春から、地域住民と、近くを散策する人々に、桜、つつじと夫婦岩(天狗岩)の美しい眺めを与えてくれると、今から楽しみにしています。

(高木川内区 安藤 豪敏さん)



## 第1次(H20年度～H24年度)事業実績詳細

年度	活動団体数	活動団体	主な活動内容
20	1	NPO法人 森林をつくろう	侵入竹の除去(0.3ha)・植栽(0.3ha)
	2	九千部クラブ	侵入竹の除去(0.3ha)
	3	NPO法人 バイオマスロッジ	侵入竹の除去(0.7ha)・徐伐(0.8ha)
	4	すみやま棚田守る会	風倒木整理(0.1ha)・植栽(0.1ha)
	5	多々良自治会	間伐(0.7ha)・間伐(0.8ha)
	6	NPO法人 かいろう基山	侵入竹の除去(0.3ha)・風倒木整理(0.1ha)・植栽(0.1ha)
小計		6団体	4.6ha
21	1	九千部クラブ	侵入竹の除去(0.3ha)
	2	NPO法人 バイオマスロッジ	侵入竹の除去(0.5ha)
	3	すみやま棚田守る会	侵入竹の除去(0.2ha)・植栽(0.2ha)
	4	多々良自治会	侵入竹の除去(0.7ha)・徐伐(0.2ha)・間伐(0.6ha)
	5	NPO法人 かいろう基山	侵入竹の除去(0.1ha)・植栽(1.0ha)
	6	佐志川の自然を守る会	植栽(0.2ha)
	7	佐賀グリーンヘルパーの会	侵入竹の除去(0.1ha)・植栽(0.1ha)
	8	鳥栖市親林交流隊	侵入竹の除去(0.1ha)・植栽(0.1ha)
小計		8団体	4.4ha
22	1	九千部クラブ	侵入竹の除去(0.3ha)
	2	すみやま棚田守る会	侵入竹の除去(0.1ha)・間伐(0.1ha)・植栽(0.1ha)
	3	NPO法人 かいろう基山	侵入竹の除去(0.2ha)・植栽(0.2ha)
	4	佐賀グリーンヘルパーの会	侵入竹の除去(0.5ha)・植栽(0.5ha)
	5	鳥栖市親林交流隊	侵入竹の除去(0.1ha)・植栽(0.1ha)
	6	久津具自治会	侵入竹の除去(0.1ha)
	7	衣干山の桜を守る会	侵入竹の除去(0.1ha)・植栽(0.1ha)
	8	NPO法人 蕨野の棚田を守る会	侵入竹の除去(0.5ha)・植栽(0.2ha)・植栽(0.9ha)
	9	西宮裾自治会	侵入竹の除去(0.3ha)
	10	NPO法人 ビッグ・リーフ	間伐・搬出の実習
	11	高木川内区	侵入竹の除去(0.2ha)
小計		11団体	4.6ha
23	1	九千部クラブ	侵入竹の除去(0.2ha)
	2	すみやま棚田守る会	侵入竹の除去(0.2ha)・枝打(0.1ha)・植栽(0.2ha)
	3	NPO法人 かいろう基山	侵入竹の除去(0.4ha)・植栽(0.4ha)
	4	佐賀グリーンヘルパーの会	侵入竹の除去(0.3ha)・植栽(0.3ha)
	5	鳥栖市親林交流隊	除伐(0.1ha)・植栽(0.1ha)
	6	久津具自治会	侵入竹の除去(0.2ha)・植栽(0.2ha)
	7	NPO法人 蕨野の棚田を守る会	侵入竹の除去(0.2ha)・植栽(0.2ha)
	8	西宮裾自治会	侵入竹の除去(0.2ha)・植栽(0.2ha)
	9	NPO法人 ビッグ・リーフ	間伐・搬出の実習
	10	高木川内区	侵入竹の除去(0.2ha)・植栽(0.2ha)
	11	小待区	侵入竹の除去(0.2ha)
	12	有田町広瀬区自治会	侵入竹の除去(0.2ha)・植栽(0.2ha)
	13	駒鳴区自治会	侵入竹の除去(0.3ha)・植栽(0.3ha)
	14	貝良木がんば一隊	侵入竹の除去(0.2ha)・植栽(0.2ha)
小計		14団体	5.5ha
24	1	原田地区自治会	侵入竹の除去(0.1ha)・植栽(0.1ha)
	2	久津具自治会	侵入竹の除去(0.1ha)・植栽(0.1ha)
	3	駒鳴区自治会	侵入竹の除去(0.2ha)・間伐(0.1ha)・植栽(0.2ha)
	4	高木川内区	侵入竹の除去(0.3ha)・間伐(0.2ha)・植栽(0.1ha)
	5	九千部クラブ	侵入竹の除去(1.5ha)・植栽(0.3ha)
	6	さくらんぼ会	侵入竹の除去(0.3ha)・植栽(0.3ha)
	7	東田代区	侵入竹の除去(0.4ha)・植栽(0.4ha)
	8	有田町広瀬区自治会	侵入竹の除去(0.2ha)・植栽(0.2ha)
	9	山田の森林を守る会	除伐(0.8ha)・植栽(0.8ha)
	10	西宮裾自治会	侵入竹の除去(0.2ha)・植栽(0.1ha)
	11	佐賀グリーンヘルパーの会	侵入竹の除去(0.1ha)・植栽(0.1ha)
	12	NPO法人 レインボー七つの島連絡会議	除伐(0.3ha)・植栽面積(0.3ha)
	13	NPO法人 ビッグ・リーフ	間伐・搬出の実習
	14	NPO法人 かいろう基山	侵入竹の除去(1.3ha)・植栽(0.2ha)
小計		14団体	9.2ha
H20～24		53団体	

## 7.未来につながる宝の森林整備事業

虹の松原は、幅400～700m、長さ約5km、総面積約240haにわたり、玄界灘に面した海岸線に沿って弧状にクロマツを中心とした松林が続きます。樹齢数百年を越える老木から幼木にいたるまで約100万本が群生する松林は、冬の花からの強い季節風の吹きつけのため、変化に富んだ枝張りの良い松が多く存在し、日本三大松原の一つに数えられ、国の特別名勝に指定されています。

佐賀県を代表する自然環境保全等の観点から、虹の松原の再生・保全活動に対し支援を行っています。

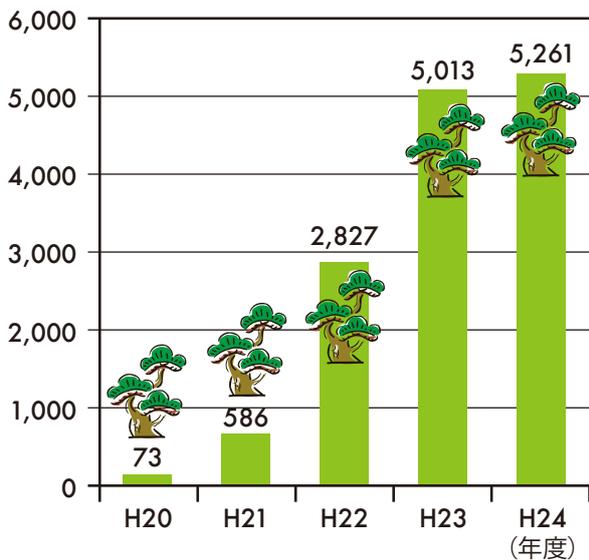
活動登録員数も年々増加しており、森林環境税導入当初の計画であった3,570人を上回る結果となりました。

今後も、佐賀県・唐津市・CSO団体一体となって、美しい虹の松原を後世に伝えていきます。



### 第1次(H20年度～H24年度)事業実績

虹の松原再生・保全活動を担うCSO等の活動登録員数の推移



## 8.さかの森林再生推進事業

リーフレットや新聞広告、ホームページなどを活用し、さかの森林再生事業の紹介や、事業の計画・実績の公表などのPRを行っています。



佐賀県庁ホームページ



Facebookページ  
”みんなで育てようさかの森林”



エコうちわ

## 県民意識調査結果

平成20年度に導入された「森林環境税」は、平成24年度で当初の課税期間の終了時期を迎えました。

平成25年度以降も森林環境税を継続するか否か、森林環境税を活用して新たに始めるべき事業はないか、県民の皆様の意向を踏まえて検討するために、アンケートを行いました。

### 【アンケート配布数】

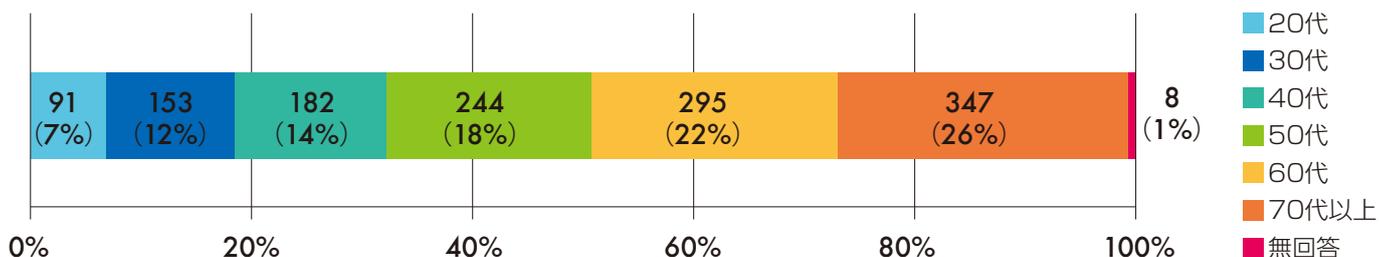
- 一般県民 4,000人
- 県内企業 500社

### 【回答数】

- 一般県民 1,320人(33%)
- 県内企業 264社(53%)

### 【年齢構成】

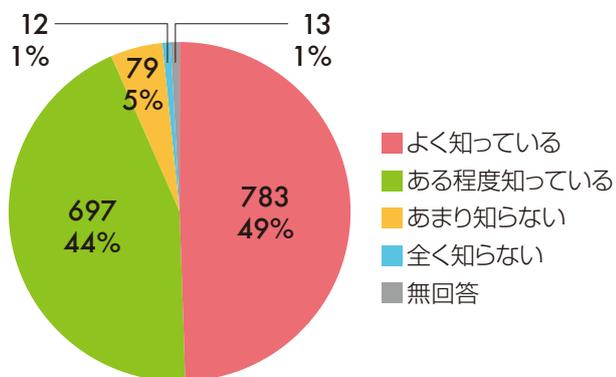
回答数:1,320件



### 【森林の機能について】

森林には水を蓄える機能や、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなどの機能があることを知っていますか。

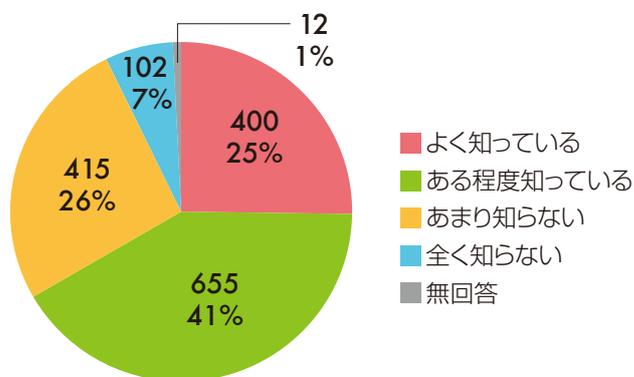
回答数：1,584件



### 【森林の現状について】

木材価格の低迷などから十分な手入れが行き届かず、多面的な機能が低下することが心配されている現状を知っていますか。

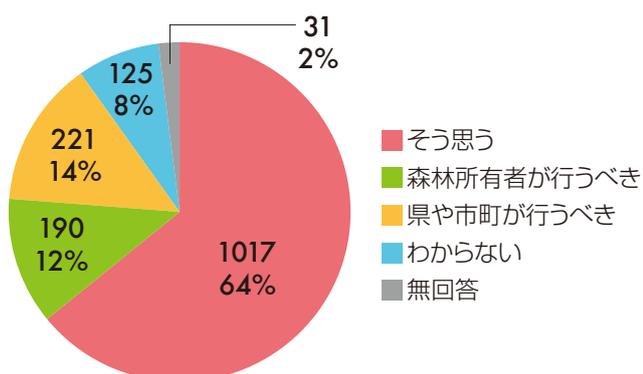
回答数：1,584件



### 【森林を守るべき主体について】

様々な機能を発揮している森林を、県民みんなで守り育てていこうと思いますか。

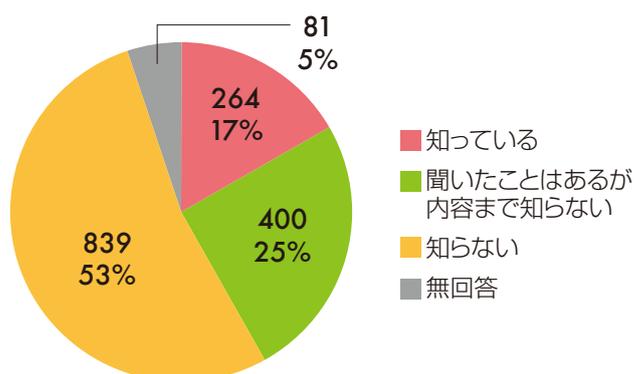
回答数：1,584件



### 【森林環境税の認知度について】

「佐賀県森林環境税」を導入し、県内の荒廃した森林を整備していることを知っていますか。

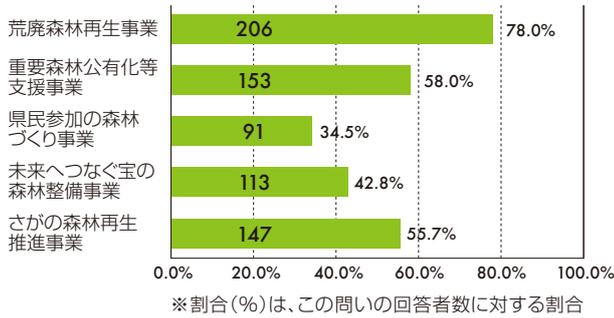
回答数：1,584件



### 【さかの森林再生事業の認知度について】

「佐賀県森林環境税」を財源とした事業で、どのような事業を知っていますか。

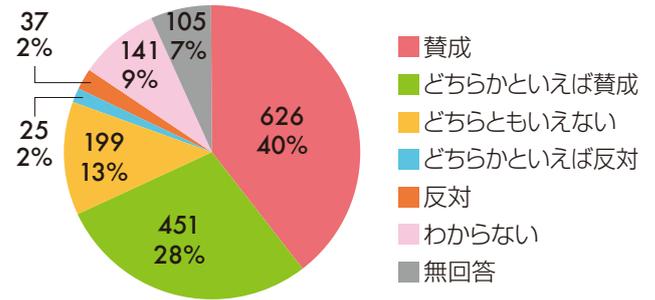
回答数：264件



### 【森林環境税使途の評価について】

「佐賀県森林環境税」の使途や仕組みについて、どう思いますか。

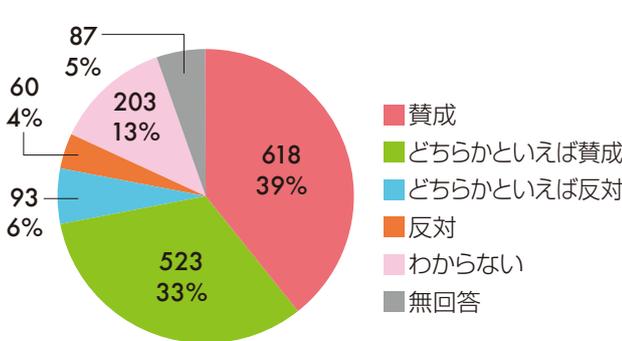
回答数：1,584件



### 【森林環境税継続の可否について】

「佐賀県森林環境税」を平成25年度以降継続することについてどう思いますか。

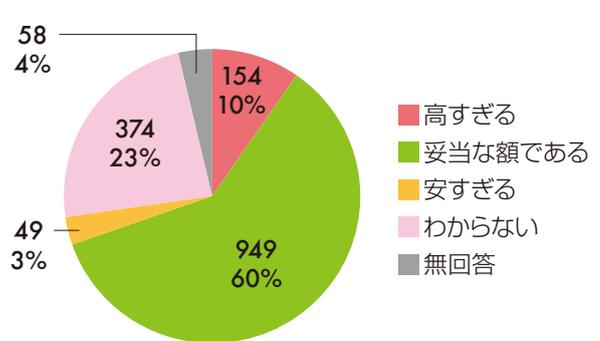
回答数：1,584件



### 【森林環境税の負担額について】

「佐賀県森林環境税」の負担額についてどう思いますか。

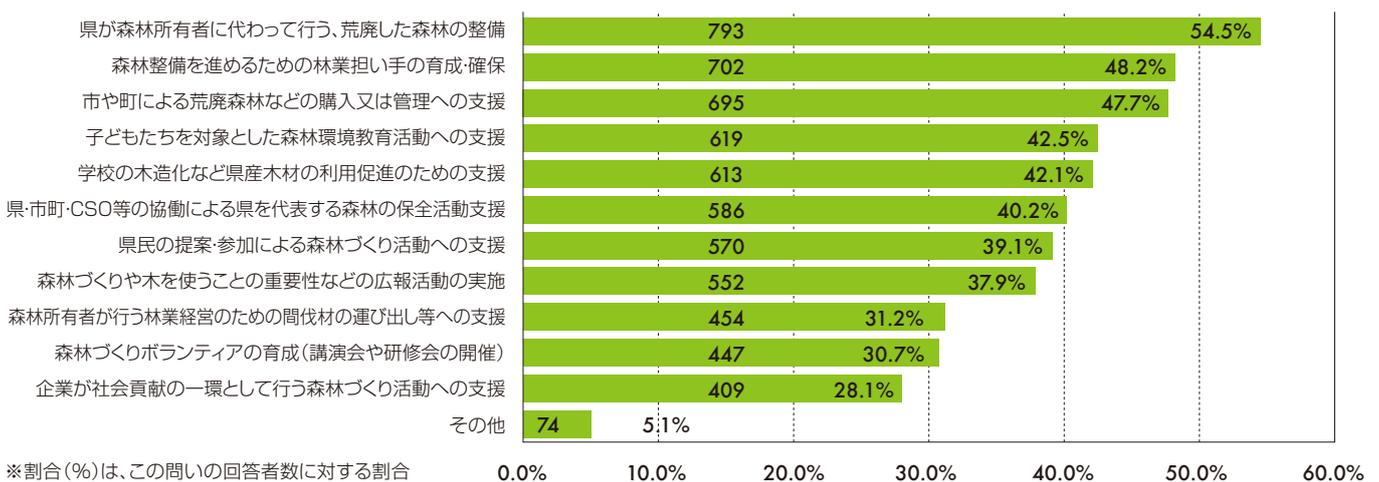
回答数：1,584件



### 【第2期森林環境税の使途について】

平成25年度以降「佐賀県森林環境税」をどのような取組みに活用するべきだと思いますか。

回答数：1,456件



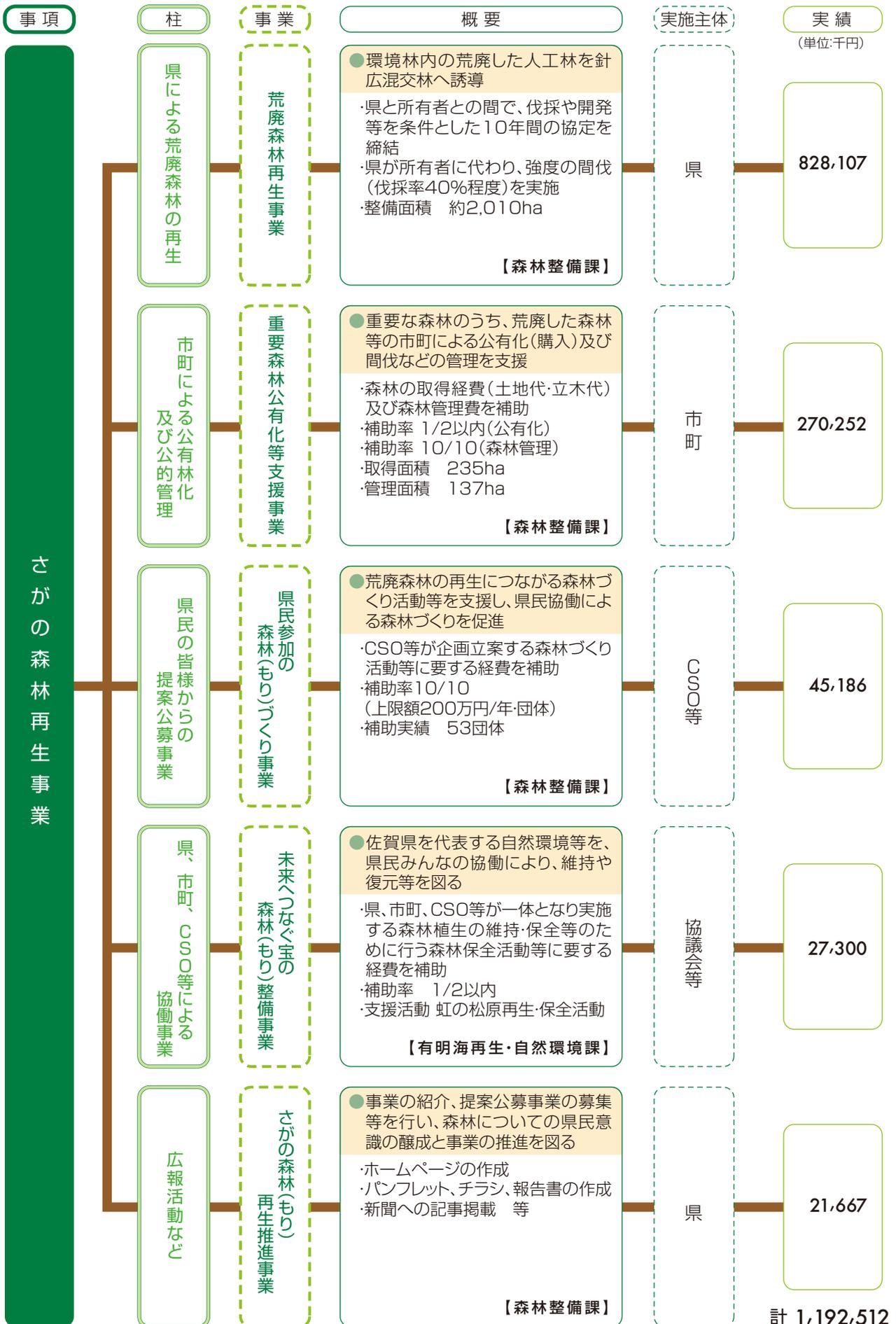
県民の皆様が9割以上の方が森林が持つ多面的な機能について認知されており、また、県民みんなで森を守り育てるべきという意見が64%と高い結果となりました。

しかしながら、森林環境税の認知度は42%と高くなく、今後も、あらゆる媒体を活用し、県民の皆様によりわかりやすく、透明性を確保しながら周知に取り組んでいく必要があります。

税の認知度は低いものの、税の使途については、賛意(賛成・どちらかといえば賛成)率が68%と高く、また、森林環境税の継続についても72%の方が賛意を示されました。

森林を守っていくという意識が強い県民の皆様の期待に沿えるよう、佐賀県はこれからも適正な森林整備を進めていきます。

# 第1期(平成20年度~24年度) さがの森林再生事業体系図



# 佐賀県森林環境税の内容

## 課税の方法

森林の恩恵は、個人・法人を問わず広く県民が享受していることから、森林は県民共有の財産との認識のもと県民みんなで支えていく必要があります。

そのため、新たな事業の財源については、すべての県民に広く均しく負担していただく「県民税均等割」に上乗せする方法(超過課税)により納めていただきます。

## 納税義務者(その年の1月1日現在で)

(個人)

県内に住所がある方

県内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷を持っている方

※非課税となる方

生活保護による生活扶助を受けている方など

(法人)

県内に事務所または事業所を有する法人など

## 税 率

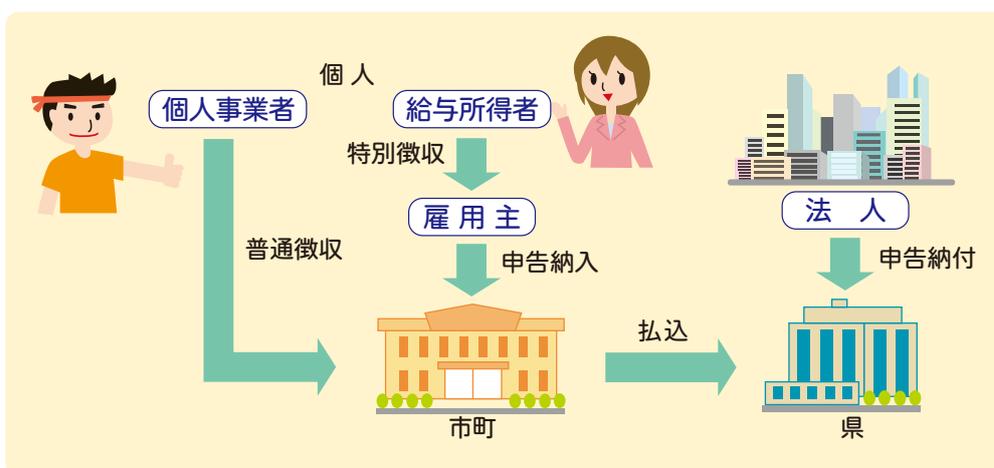
(個人)

年額500円(個人県民税均等割額1,000円に加算、合計額1,500円)

(法人)

資本金の額の区分により加算されます。

資本金等の額	均等割額	加算額	合計額(年額)
50億円を超える法人	80万円	40,000円	840,000円
10億円を超え50億円以下の法人	54万円	27,000円	567,000円
1億円を超え10億円以下の法人	13万円	6,500円	136,500円
1千万円を超え1億円以下の法人	5万円	2,500円	52,500円
上記以外の法人	2万円	1,000円	21,000円



## 課税期間

個人 平成20年度～平成29年度

法人 平成20年4月1日～平成30年3月31日の間に開始する事業年度分(5年毎(課税期間終了時)に効果などを検証し、必要に応じて制度を見直します。)

## 税収規模

約2億3千万円 (平年ベース)

# 佐賀県森林環境税条例

平成19年12月17日公布（佐賀県条例第61号）  
改正 平成24年12月20日（佐賀県条例第53号）

## （趣旨）

第1条 この条例は、水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止その他の森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、県、市町及び県民の協働により取り組む森林環境の保全に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、佐賀県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

## （個人の県民税の均等割の税率の特例）

第2条 平成20年度から平成29年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第35条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。  
（平24条例53・一部改正）

## （法人の県民税の均等割の税率の特例）

第3条 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第41条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を加算した額とする。

法人等の区分	加算額
1 地方税法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額（次号から第4号までにおいて「資本金等の額」という。）が50億円を超える法人（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。次号から第4号までにおいて同じ。）	年額 40,000円
2 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額 27,000円
3 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額 6,500円
4 資本金等の額が千万円を超え1億円以下である法人	年額 2,500円
5 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 1,000円

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第41条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「佐賀県森林環境税条例（平成19年佐賀県条例第61号）第3条第1項」とする。

## （附則）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。（平24条例53・旧附則・一部改正）

# 佐賀県森林環境税基金条例

平成20年3月24日公布（佐賀県条例第27号）

## （設置）

第1条 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止その他の森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、県、市町及び県民の協働により取り組む森林環境の保全に関する施策の実施に要する経費に充てるため、佐賀県森林環境税基金（以下「基金」という。）を設置する。

## （積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、佐賀県森林環境税条例（平成19年佐賀県条例第61号）第2条及び第3条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額からその賦課徴収に要する費用を控除して得た額とし、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

## （管理）

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

## （運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

## （繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## （処分）

第6条 基金は、県、市町及び県民の協働により取り組む森林環境の保全に関する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

## （補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## （附則）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。



## 佐賀県 県土づくり本部 森林整備課

〒840-8570  
佐賀市城内一丁目 1-59

T E L > 0952-25-7134  
F A X > 0952-25-7312  
E-mail > [shinrinseibi@pref.saga.lg.jp](mailto:shinrinseibi@pref.saga.lg.jp)

佐賀県森林環境税

検索



この印刷物は、  
ベントフルオイルインキ  
を使用しています。